

令和7年度 少年鑑別所視察委員会の意見に対する措置等報告一覧

意見 番号	施設名	委員会の意見		施設の講じた措置
		分類	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
1	札幌少鑑	物品の貸与等 及び自弁	釧路少年鑑別支所及び函館少年鑑別支所において、居室内の清掃のためのゴム手袋を在所者に支給することについて、具体的に検討されたい。	両支所において、在所者に貸与するゴム手袋を整備し、貸与する運用を既に開始済みである。
2	札幌少鑑	施設の敷地・ 建物等	令和7年11月に釧路少年鑑別支所の男子浴室において漏水が発生したところ、できる限り早急に必要な修繕を実施することを要請する。	令和8年3月23日から同月27日までの間、釧路少年鑑別支所の男子浴室の配管修繕工事を実施し、修繕を完了した。
3	札幌少鑑	組織・職員	釧路少年鑑別支所及び函館少年鑑別支所における職員の配置について、予算の都合で機械的に割り振るのではなく、各年の収容人数・収容実態を精査し、特に各支所の実態に合わせ、必要かつ適正な人員配置を検討されたい。	各支所における人員配置（職員定員）の増員については、当所限りでは対応できない事項であるため、御意見があったことは上級官庁に報告する。 なお、これまでも各支所の職員配置状況等に応じて本所から応援職員を派遣しており、今後も各支所の収容状況や勤務体制を常時把握し、本所からの職員派遣や上級官庁等との連絡・調整を適時行い、業務負担を改善させる措置を速やかに講じる。
4	旭川少鑑	保健衛生及び 医療	入浴について、在所者の特性に応じた個別入浴等の配慮をしていただきたい。	限られた時間内に十分な入浴時間を確保するためには、一律に個別入浴とすることはできないが、現在も在所者の特性等事情を踏まえた上、実施しているところである。
5	旭川少鑑	保健衛生及び 医療	夏季のシャワー浴時における洗髪について、シャンプー等の使用を認めていただきたい。	シャンプー等の使用による光熱水料の増加等を考慮しつつ、使用できる環境の整備について検討する。
6	青森少鑑	健全な育成の ための支援等	在所者のメンタルの問題にも影響すると思われることから、外を見ることができるよう個別に対応することを検討されたい。	これまでも必要に応じて個別に対応してきたが、今後もできる範囲で引き続き対応していく。
7	青森少鑑	書籍等の閲覧	在所者に貸与する漫画本について、在所者が希望する漫画本の用意を検討されたい。	図書については、予算上の制約もあることから、在所者の希望どおりのものを必ず購入できるとは限らない状況であるものの、なるべく時代に合ったものや人気なものを検討して購入している。
8	青森少鑑	観護処遇の態 様等	在所者に視聴させている映画について、在所者が希望する映画の用意を検討されたい。	在所者の情操のかん養や心情安定等を目的として映画を視聴させているが、それぞれの在所者の要望や特性を考慮し、視聴に適した映画を職員が選定しているため、希望する映画を用意できない場合もある。
9	青森少鑑	物品の貸与等 及び自弁	朝など居室で洗顔するときに必要な洗顔料や石けんは備え付けができるかどうか検討されたい。	自弁の洗顔料等を持っていない者には、現在、入浴時のみ官給品の石けんを使用させているが、今後は居室内でも使用できるよう検討中である。 なお、自ら購入し又は差入れされた洗顔料や石けんは居室で使用する。
10	青森少鑑	少年鑑別所視 察委員会	改めて提案箱の制度の周知と利用の薦めに協力していただきたい。また、委員会の活動内容を説明したパンフレットを活用されたい。	提案箱の活用については、改めて制度の趣旨及び利用方法を周知していく。また、視察委員会で作成したパンフレットは、各居室に備え付けられているファイルに編みつけし、在所者がいつでも閲覧できるよう整備した。
11	青森少鑑	保健衛生及び 医療	近年の青森市内の夏季は35度を超えて猛暑日になるなど、週3回の入浴では過ごしにくい状態のため、特に夏期はできる限り入浴の機会を設けていただき、それがかなわないのであれば、他施設のように、汗拭きシートを支給するなどの対策を検討されたい。	毎年7月から9月までの間、希望する在所者に対して、入浴を実施しない平日にシャワー浴を実施している。また、在所者から申出があった場合は、土日祝日を含め、タオルによる清拭を許可している。なお、土日祝日に入浴の機会を設けることは、人員配置等の都合上、対応するのは困難な状況である。
12	青森少鑑	組織・職員	近年、冬季の降雪量が増え、青森市内においては深刻な交通渋滞が発生するなど、除雪作業の負担が増加している。職員に過度の負担がかかることが懸念されるため、外部業者の除雪作業の依頼の回数を増やすこと、余裕をもったスケジュールを組むこと、特定の職員に過度の負担がかからないよう職員の増員を検討されたい。また、冬期の積雪への余裕を持った対応を要望する。	令和6、7年度は、朝夕だけでなく日中も除雪を優先せざるを得ない状況が続き、職員が連日対応するとともに外部委託も実施している。職員体制や外部業者への依頼回数については、今後より適切な方法を検討する。
13	仙台少鑑	施設の敷地・ 建物等	室温調節の不備等によって在所者に負担がかかることのないよう、室温の調整、空調の整備について検討されたい。また、上級官庁に対し、予算措置を講じるよう求められたい。	夏季は扇風機や施設内に設置されたエアコンを稼働させ、冬季は暖房機器やエアコンを稼働させるなど、既存設備等により、在所者に負担が掛からないよう温度調節を図っている。 なお、エアコン等の空調設備の居室内への設置については、予算の都合上、施設限りでは対応できないため、頂いた御意見については、上級官庁に報告する。

14	仙台少鑑	物品の貸与等 及び自弁	室温の調整、空調の整備がなされるまでの間、夏季においては塩分タブレットの提供や保冷剤の貸与、冬季においてはカイロの提供や着る毛布の貸与等、その他の配慮も検討されたい。	夏季はイオン飲料（５００ミリリットル）を給与したり、保冷枕や制汗シートを貸与・支給するなどしており、冬季は毛布の増貸与やカイロの自弁購入を認めるなどの配慮をしている。塩分タブレットについては、現状のイオン飲料の給与との兼ね合いを考慮する必要があることから、当所医師の意見も踏まえつつ、適切な水分及び塩分補給のあり方について検討する。
15	仙台少鑑	物品の貸与等 及び自弁	在所者に対するアイマスクが使用できることの周知、使用による効果や装着感を確認されたい。	入所当日、在所者に対し、就寝時には一定の明るさがあること及び防光を目的としたアイマスクを貸与することを説明している。また、アイマスクの効果や装着感について、寮勤務者が確認することとしている。
16	仙台少鑑	施設の敷地・ 建物等	就寝時の照明をもう少し暗くする、照明の位置を変えるなどの対応について検討されたい。	居室照明の照度を落とすことや照明の位置を変更することは、保安上支障を来すことに加え、設備的にも困難であることから、現状の運用を変更することは困難である。 なお、入所当日、在所者に対し、就寝時には一定の明るさがあること及び防光を目的としたアイマスクを貸与することを説明している。
17	仙台少鑑	保健衛生及び 医療	適正な戸外運動時間を確保するよう工夫されたい。また、立会職員数を確保できる職員体制となるよう上級官庁に求められたい。	現状においても、法令に基づき運動時間は適正に確保しているが、運動の実施方法や職員配置を工夫するなどして居室外での運動時間の確保に努める。
18	仙台少鑑	組織・職員	盛岡少年鑑別支所及び山形少年鑑別支所において、配慮を要する少年の入所増や地域援助業務の負担増に加え、一時的な収容の激増により、現定員での対応は困難であることから、上級官庁に対し、適正な人員配置を講じるよう求められたい。	本支所間及び近隣矯正施設において、必要に応じて可能な限り応援職員を派遣する体制を構築しているが、職員配置については、施設限りでの対応は困難であるため、頂いた御意見は上級官庁に報告する。
19	仙台少鑑	少年鑑別所視 察委員会	在所者に対するアンケートの周知、回収に努められたい。	アンケートについては、入所時に、その趣旨及び室内の冊子の中に編み込まれていることを説明するとともに、退所が見込まれる時期に、アンケート未提出の者に対し声がけするなどして、周知及び回収率の向上を図っている。
20	仙台少鑑	少年鑑別所視 察委員会	視察委員会を開催するに当たり、矯正総合情報通信ネットワークシステム等の使用ではなく、可能な限り各委員が顔を合わせる形での開催が可能となるよう、十分な対応をされたい。	各委員が顔を合わせて開催できるよう、第１回の会議開催時に、各委員の予定等を踏まえて、年間の開催日を決めておくこととする。
21	秋田少鑑	施設の敷地・ 建物等	前年度に引き続き、在所者の各部屋にエアコンの設置を求める。	エアコンの設置については、引き続き上級官庁に予算増額を上申した上で検討する。
22	秋田少鑑	少年鑑別所視 察委員会	提案箱に投函する意見・提案書用紙の内容について協議を要望する。	意見・提案書の内容について、視察委員会と協議する。
23	秋田少鑑	少年鑑別所視 察委員会	貴所が実施している在所者へのアンケート結果のうち、処遇に関する部分に限り共有を希望する。	当所で実施している退所時アンケートについて、視察委員会と共有する項目を整理するなどして検討する。
24	秋田少鑑	少年鑑別所視 察委員会	視察委員会開催日でなかったとしても、面接を希望する在所者がいた場合には面接実施の調整を要望する。	今後、面接を希望する在所者がいた場合、面接の日時について、視察委員会と協議する。
25	福島少鑑	物品の貸与等 及び自弁	居室へのトイレットペーパーの備置き等について検討されたい旨の意見があったことを上級官庁に伝えていただきたい。	居室へのトイレットペーパーの備置き等については、今後当所としても検討したい。
26	福島少鑑	少年鑑別所視 察委員会	視察委員会によるアンケートの実施について、引き続き協力願いたい。	視察委員会によるアンケートの実施について、引き続き協力していく。
27	福島少鑑	少年鑑別所視 察委員会	視察委員会時の施設からの業務報告について、今後とも、ささいな事象であっても当委員会に対し説明いただきたい。	視察委員会が当所の運営状況を的確に把握できるよう、引き続き、積極的に情報提供していく。
28	福島少鑑	保健衛生及び 医療	土日に祝日が連続すると、３日間入浴できなくなることは、衛生上、好ましくない。休庁日にも入浴できるよう、人員体制の強化等を、上級庁に働き掛けられたい。	休庁日に入浴の機会を設けることは、職員配置上困難であるが、夏季は、シャワー浴の他に今後居室内でタオルによる清拭や制汗シートの導入なども検討したい。人員体制の強化等に関する御意見については、上級官庁に報告する。
29	福島少鑑	保健衛生及び 医療	夏季は、入浴日以外もシャワー浴が可能とのことであるが、生活のしおりに記載して在所者に周知することを検討願いたい。	シャワー浴が実施できる期間については、入所時オリエンテーションにおいて周知しているものの、生活のしおりに記載の上、在所者に周知することとする。

30	福島少鑑	保健衛生及び医療	入浴の際、目視による監視ではなくカメラによる監視とするなど、過度に羞恥心を害することのないよう留意されたい。	入浴は居室外での活動であり、かみそりを使用することからも、突発的な対応に備え、面前での視察は必須であるが、引き続き、過度に羞恥心を害することのないよう留意する。
31	福島少鑑	保健衛生及び医療	在所者数との関係で困難な場合もあると史料されるが、運動時間をできる限り確保されたい。	現状においても、法令に基づき運動時間は適切に確保しているところ、運動の実施方法や職員配置を工夫するなどして居室外での運動時間の確保に努める。
32	福島少鑑	書籍等の閲覧	就業意欲・資格取得向上に資する書籍類を適宜入替え・増冊することを検討されたい。	これまでも書籍の充実を図ってきたが、予算の範囲内で在所者の就業意欲等の向上に資する書籍の整備に努める。
33	福島少鑑	施設運営方針	アイマスクの貸与や在所者に給与するお茶の温度の変更といった、視察委員会の意見を検証し、施設運営に反映させている点は高く評価できるため、今後とも、尽力願いたい。	引き続き、視察委員会の御意見を踏まえた施設運営を実施していく。
34	福島少鑑	組織・職員	職員間の連携、業務負担の適正化、研修の機会の確保等について十分に配慮され、働きがいがあり、風通しの良い職場環境であることがうかがわれ、引き続き、維持されたい。	引き続き、風通しの良い職場環境の構築に努める。
35	福島少鑑	組織・職員	5日ごとの宿直勤務は職員の負担が大きいため、勤怠管理を厳密に行うほか、職員数増員等による宿直勤務の軽減を求める意見があったことを上級官庁に伝えていただきたい。	引き続き、適正な職員の勤怠管理を行いつつ、過剰な時間外勤務が生じないように努める。また、職員数増員等による宿直勤務の軽減についての御意見は、上級官庁に報告する。
36	福島少鑑	組織・職員	職員はやりがいを感じて勤務している様子がうかがわれるところ、これを維持する観点から、適正な職員評価に努められたい。	引き続き、職員がやりがいを持って勤務できる職場環境の構築に努める。
37	福島少鑑	非行及び犯罪の防止に関する援助	地域援助業務について、引き続き、職員の過度の負担とならないよう留意しつつ、前向きに取り組んでいただきたい。	引き続き、職員の負担が過度にならないよう配慮しつつ、地域援助業務の広報に努める。
38	宇都宮少鑑	組織・職員	早期に職員定員を増加し、職員を増員するとともに、女性職員数を増加させること。	職員の増員については、当所限りでは対応できない事項であり、御意見があったことは上級官庁に報告する。
39	前橋少鑑	保健衛生及び医療	寮内の廊下にはエアコンが導入されたものの、廊下の冷気等が居室内に入る構造とはなっていないため、在所者居室内の温度・湿度の管理についてさらなる改善措置を講ずるべきである。また、措置を講じつつ、居室の気温・湿度を計測し、当該措置による効果を検証すべきである。	廊下に設置したエアコンの冷気を大型扇風機複数台使用して、冷気を居室内に取り入れるようにしているが、今後は各居室前に扇風機を設置するなど、居室内に冷気が行き届くよう工夫する。 なお、在所者居室内の温度は、1日4回計測し、室内温度が高ければエアコンの設定温度を下げることや低ければストーブの稼働時間を長くすることで、居室内の温度を管理している。
40	前橋少鑑	保健衛生及び医療	職員数の確保、人員配置等に努めていただき、在所者が屋外で運動する機会を多く確保するよう求める。	令和7年は、在所者が多かったため、出延・護送業務等が増加したことにより、配置職員を確保することができず、屋外運動を中止することがあった。令和8年1月以降は、配置職員数の見直しを行い、屋外運動が実施できない場合でも、レクリエーション室で居室外運動を実施することとしたが、今後も屋外運動の機会をできるだけ確保できるよう努めたい。 なお、職員定員の増加については、当所限りでは対応が困難なことから、いただいた御意見は上級官庁に報告する。
41	さいたま少鑑	保健衛生及び医療	夏季は、入浴及びシャワー浴を合わせると、毎日実施することが可能となり、冬期は、令和4年度から入浴回数を1回増やしており、少しずつ改善が図られている。しかしながら、在所者の意見としては、毎日、入浴又はシャワー浴の実施を希望するものもあった。 入浴又はシャワー浴は、衛生上の観点から、大切なことであるから、上級庁に対しても、当委員会の意見を報告の上、更に改善すべきである。	入浴は、所内生活における保健衛生上必要なものとして、法令に基づき実施しているところ、光熱水料の予算事情を含め、施設の運営状況を踏まえると、現状以上に入浴又はシャワー浴の回数を増やすことは困難であることについて御理解願いつつ、上級庁に対しても引き続き予算増額の要望等をしていきたい。
42	さいたま少鑑	書籍等の閲覧	本を読むという経験は、在所者の成長にとって、とても大切なことである。本を読みたいという在所者の意欲は尊重されるべきであるから、予算上の問題があるとしても、引き続き、図書の実質を図るべきである。	書籍については、予算の範囲で、在所者の希望や購読傾向なども考慮した上で、計画を立てて整備している。御意見も踏まえ、引き続き書籍の実質化を図っていくこととしたい。
43	さいたま少鑑	書籍等の閲覧	図書を選ぶ時間の周知をしてほしい旨の意見を伝えたところ、生活のしおりの「図書交換」の項目に「本を選ぶ時間はおおむね10分間です。状況によっては時間が短くなることもあります。要領よく行ってください」との記載が盛り込まれた。このような図書を選ぶ時間を確保するための活動は重要であるため、生活のしおりへの記載は継続していくべきである。	引き続き生活のしおりへ記載していくこととしたい。

44	さいたま少鑑	少年鑑別所視察委員会	在所者に対する視察委員会の活動状況の周知を目的に発行した「視察委員会便り」については、寮内への掲示及び生活のしおりへの編てつが行われたところ、処遇の改善に対して在所者の意見が反映される機会が担保されていることを在所者が見ることのできる取組であり、掲示等について今後も継続されたい。	引き続き「視察委員会便り」が発行され次第、寮内への掲示及び生活のしおりへの封入を行っていくこととしたい。
45	さいたま少鑑	施設の敷地・建物等	特に冬期には寒く感じる在所者もいるところ、暖房機器の増設や職員が創意工夫をしたりしたことによって改善が図られているが、施設そのものが古いため、おのずと限界がある。上級庁へ施設の建替、改修の要求をすべきである。	施設の建替、改修については、多額の予算を要するものであり、当所限りでは対応できない事項のため、御意見があったことは上級官庁に報告する。
46	さいたま少鑑	物品の貸与等及び自弁	毛布等の貸与、水分補給について、生活のしおりに記載がされていたり、職員が在所者に対して説明をしたとしても、在所者が理解しきれない、又は正確に覚えられていない可能性がある。また、在所者としては、職員に対し、言い出せない、言い出しにくいという可能性もあるから、毛布等の貸与、水分補給について、引き続き、在所者に対する声掛けを励行されたい。	これまでも係る内容についての声掛けは行っているが、御意見も踏まえ声掛けを継続していく。
47	さいたま少鑑	組織・職員	在所者からは、基本的には、職員が優しく話を聞いてくれるとの意見が多かったものの、職員が忙しそうにしているのを感じて、声を掛けづらいとの意見もあったほか、増加傾向にある外国籍の在所者及び障害がある在所者への対応が難しい場面も見られる。 業務量に比例した職員配置が必要であり、職員の増員は、施設のみで判断できるものではなく、早急に改善することは難しいことは承知しているが、職員の労働環境が改善されることは、ひいては、在所者の人権擁護につながるものとも考えられることから、上級庁に対し、適切な職員数の配置等を行い、労働環境の改善をするための要望を出していただきたい。	職員の増員については、当所限りでは対応できない事項であり、御意見があったことは上級官庁に報告する。
48	千葉少鑑	観護処遇の態様等	夕食の時間を現状の午後４時３０分より遅い時間にしよう改善されたい。	令和８年３月１６日から試行として喫食時間を午後５時頃に変更し、本格運用のための準備を行っている。
49	千葉少鑑	物品の貸与等及び自弁	食事の献立について、在所者の意見を取り入れるよう配慮されたい。	年１回実施しているし好調査及び退所時アンケートで献立に係る在所者の回答を徴し、引き続き、その結果を刑務所で実施される献立会議の場において、在所者の意見を取り入れた当所の意向として伝えていく。
50	千葉少鑑	施設の敷地・建物等	施設内の温度管理について、施設改修を含めた根本的な改善を検討されたい。	頂いた御意見については、施設限りでは対応できる事項ではないため、上級官庁に報告する。
51	千葉少鑑	保健衛生及び医療	居室における虫の発生、貸与している雑巾の汚れや布団への毛髪の付着といった衛生面の問題について改善が必要である。	雑巾をはじめとする居室内の清掃道具について、汚れの目立つものや悪臭のあるものは速やかに交換できるように物品の調達を計画する。また、在所者の退所後、居室内点検の際に、必要に応じて職員による清掃を実施するなど、引き続き衛生的な環境の確保に努める。
52	千葉少鑑	保健衛生及び医療	居室内のトイレ等の異臭対策を講じられたい。	清掃道具の更新及び消臭スプレーの貸与を検討する。
53	千葉少鑑	少年鑑別所視察委員会	在所者に対して入所時等に、提案箱に意見・提案書を投書できる旨の十分な周知・説明を実施されたい。	引き続き、入所時のオリエンテーションや「生活のしおり」等を通して周知・説明を行う。
54	千葉少鑑	組織・職員	一般職員相互に又は幹部職員と現場の一般職員との間で、在所者の処遇に係る意見交換等ができるような仕組み作りについて検討されたい。	引き続き、教官会議、定期面談及び鑑別部門ミーティング等を通し、情報共有するとともに、より活発な意見交換等を行っていけるよう努める。
55	千葉少鑑	保健衛生及び医療	精神疾患を有する在所者に対する医薬品の処方が適時・適切なものとなるよう、病歴照会や外部医療機関への受診を検討するなどとして積極的に配慮されたい。	引き続き、医務課長の指示の下、適切な医療を実施するとともに、外部医療機関に情報提供を依頼するなど、必要な医療情報の収集に取り組む。
56	千葉少鑑	組織・職員	現状の職員数での施設運営には限界があることから、大幅な増員を伴う改善を図られたい。	頂いた御意見については、施設限りでは対応できる事項ではないため、上級官庁に報告する。
57	東京少鑑	施設の敷地・建物等	施設の老朽化について、対策が後手に回ったり、在所者の生活福祉を損なうようなことになったりしないよう、在所者に対して、最善の環境を提供できるように最大限努力することを要望する。	令和７年度は各寮に空調設備を整備したほか、１、３寮の図書室を改修するなど処遇環境の大幅な改善を図った。 また、日常の清掃や定期的な補修（壁の塗装等）のほか、掲示物の工夫などにより、明るい環境づくりに配慮しており、引き続き、在所者の処遇環境の適正な維持及び管理に努めたい。 なお、補修工事が必要な箇所については、適宜、上級官庁に報告している。

58	東京少鑑	保健衛生及び医療	令和7年度において、寮の廊下に空調設備が設置されたが、在所者の居室の気温が少しでも快適な温度に近づくよう、継続して目配りを行い、臨機応変に対応することを要望する。	寮内空調設備を適切に運用するとともに、在所者への水、スポーツ飲料及び塩分補給用タブレットの給与などの熱中症対策も継続する。
59	東京少鑑	物品の貸与等及び自弁	在所者アンケートや面接では、食事の量が少ないという声が多く出ているため、希望する在所者に対する主食の増量提供や、腹持ちの良い副菜の工夫等の改善について検討されたい。	在所者の食事については、訓令等に基づき健康管理上適正な給与熱量を満たすものを提供しているが、満足感のあるメニューなど、その充実に向けて引き続き給食業務の委託事業者と意見交換等に努めたい。
60	東京少鑑	組織・職員	在所者への説明、特に在所者の要求が認められないときの説明について、説明をしたことで足りるのではなく、在所者が理解できることが必要である。職員研修や職員対話の機会を活用し、在所者との丁寧なコミュニケーションの在り方について、成功事例を共有したり、ロールプレイを行ったりして学ぶことを検討されたい。	在所者への説明は、日頃から特性等を踏まえて、必要に応じて手厚く行うことに努めているところ、頂いた御意見の内容については職員間で共有・周知を図った。在所者が内容を理解できているかを確認することに配慮するとともに、特に、在所者の要求を認められない場合には、その理由や考え方を分かりやすく丁寧に伝えるよう努めたい。 また、職員研修の内容については、別途、計画的に実施することとした。
61	東京少鑑	少年鑑別所視察委員会	在所者アンケートで、視察委員会の認知度が低いことが目立っているため、入所時の説明で、視察委員会が発行している「視察委員会だより」にも目を通すよう、説明を強化することを要望する。	これまでも入所時のオリエンテーションで視察委員会について説明・周知してきたところであるが、その際に、視察委員会が発行する「視察委員会だより」に目を通すよう伝えることとする。
62	東京少鑑	施設の敷地・建物等	少年鑑別所の移転について、刑事施設の近隣への移転は、在所者及び保護者に対して強いラベリング効果を及ぼし、在所者の情操にマイナスの影響を与える可能性がある。少年鑑別所視察委員会に情報提供し、初期の段階で検討の機会を与えてほしい。	頂いた御意見については、施設限りで対応できる事項ではなく、上級官庁に報告する。
63	東京西少鑑	物品の貸与等及び自弁	食事について、「量が少ない」「味が薄い」という声が在所者からあるため、できる範囲で食事量の調整や調味料などで個別対応願いたい。	在所者の食事は、訓令等に基づき健康管理上適正な給与熱量を満たし、適正な栄養バランス等を考慮して調理されている。食事量の調整や追加で調味料を給与することは塩分量の過剰摂取等につながりかねないことから困難であるが、食事に対する要望は、委託事業者に伝え、意見交換等に努めていく。
64	東京西少鑑	施設の敷地・建物等	「部屋が明るくて眠れない」という声が在所者からあるため、アイマスクの貸与のほかに更なる工夫ができないか検討願いたい。	照明については、保安上の観点でこれまで以上の対応は困難である点、御理解いただきたい。
65	東京西少鑑	保健衛生及び医療	「運動時間が短い」「運動種目が少ない」という声が在所者からあるため、対応できる範囲で対応願いたい。	現状において、運動時間は法令に基づき1日おおよそ1時間以上の時間を確保している。また、運動能力や体力に差がある複数の在所者が安全に運動できるよう、日々、運動種目の選定に留意しているところであり、今後も、こうした点に配慮しながら、新たな運動器具の購入も含めて運動種目の充実に努めていく。
66	東京西少鑑	保健衛生及び医療	入浴の回数を増やすことや入浴時間を延長することについて、対応できる範囲で対応願いたい。	現状において、関係法令の定めに基づき週3回の入浴に加えて、夏季においてはシャワー浴を取り入れている。今以上に入浴回数を増加させ、又は入浴時間を長く確保することは、職員配置や予算事情を考慮すると施設限りでは対応が困難であるため、頂いた御意見は上級官庁に報告する。
67	東京西少鑑	書籍等の閲覧	書籍について、「高等学校卒業認定試験関係の本」と「女子向けのライトノベルや少女漫画」が欲しいという声が在所者からあるため、これに対応願いたい。	令和7年度においても、在所者の退所時アンケートを参照しつつ書籍等の拡充を行っており、今後も在所者のニーズを踏まえ、書籍の充実に努めたい。
68	東京西少鑑	組織・職員	職員について、「優しい」という在所者の声が多いため、今後も相談しやすい職員であることを要望する。	御意見を励みに、引き続き在所者への適切な対応を継続していく。
69	横浜少鑑	組織・職員	在所者の面接及び在所者アンケートいずれにおいても、在所者から貴所職員への感謝が述べられることが非常に多かった。今後も引き続き、現状のような対応がなされることを要望する。	御意見は、施設職員全員に周知し、当所の強みとして、引き続き観護・鑑別業務の充実・向上に努めていく。
70	横浜少鑑	保健衛生及び医療	現在週3回の入浴回数であり、特に夏場は衛生面からも入浴回数の少なさが問題となる。職員配置等、困難な面があることは理解しているが、工夫ができないか引き続き検討されたい。	令和4年10月から年間を通じて週3回に入浴回数を増やし、夏季は、入浴日以外の平日についてもシャワー浴の機会を設けている。更に入浴回数を増やすことは、予算上の制約及び職員配置上の課題等から、施設限りでは対応が困難であるため、頂いた御意見は上級官庁に報告する。

71	横浜少鑑	保健衛生及び医療	女子少年が生理中に毎日入浴できないことは衛生面で大変問題であり、このところ女子少年の入所はかなり少なくなっていることから、工夫の余地は十分あると思われる。この点についても引き続き検討をお願いしたい。	女子在所者の増減にかかわらず、予算上の制約及び職員配置上の課題等から、入浴回数の増加等については対応困難である。簡易ビデの使用については、能力的な制約や発達特性が認められる在所者等がいることに配慮しつつ、丁寧に説明するなど、引き続き、衛生面に留意した対応を継続する。
72	横浜少鑑	書籍等の閲覧	図書交換の回数や、1回に借りられる冊数を増やしてほしいという意見が今年度も多くあった。引き続き検討されたい。	職員配置上の事情や時間的制約に加え、短い在所収容期間で在所者が均等に図書に触れる機会の保障等を踏まえると現行運用の継続が適当と考えており、休日日課が続く場合において、貸与可能冊数を増やすなどの工夫に努めている。
73	横浜少鑑	組織・職員	職員面接において（他の職員から？）不平等な扱いや乱暴な発言に苦慮しているとの申告や苦情相談の書面が提出されるということがあった。この令和7年度起こった職場環境の問題について、現状を正確に把握して問題点を整理し、適切に対応されることを要望する。	令和7年度の問題について、必要な調査、対応を実施済である。今後も良好な職場環境保持のため、各種相談窓口の設置や周知、必要に応じて機会を捉えた上席者による心情把握等に取り組み、職場環境を乱すような行為を聞知した場合には、関係者への聞き取り等を通して事実確認を行い、問題点を整理した上で、必要な措置を講じるなどして、今回の視察委員会の憂慮を真摯に受け止めつつ、引き続き、適切に対応していく。
74	新潟少鑑	物品の貸与等及び自弁	在所者に給与する食事のエネルギー量を、少なくとも少年院在院者と同等量に引き上げるべきである。	給与する食事の熱量については、法令で定められている。
75	新潟少鑑	物品の貸与等及び自弁	自弁の弁当を購入した際に給食弁当の支給をしない規程を改めるべきである。	訓令に基づいて対応しているところ、自弁の弁当を購入した際に給食弁当の支給をしない運用については、当所限りでは対応できない事項であり、御意見があったことは上級官庁に報告する。
76	甲府少鑑	組織・職員	女子在所者の入浴に際しては、女性職員が対応すべきところ、常時女性職員を配置できるよう増員するなどして、男子在所者と同程度の処遇を確保することを要望する。	女性職員が1名であった一時期（1回のみ）、配置が付かず入浴日を変更したことがあったものの、性差を理由とするものを除き原則同じ処遇としている。
77	甲府少鑑	組織・職員	女性職員の配置を増加することを要望する。	令和8年4月1日付けの異動により女性職員は昨年比1名増となった。
78	長野少鑑	保健衛生及び医療	熱中症対策は在所者の身体の健康、ひいては生命に関わり得る重大な課題であることから、今後も引き続き、機器の増設やその他の工夫に向けた努力が継続されることを求める。	令和8年度に寮廊下に冷暖房設備を設置予定である。引き続き熱中症対策に努めていきたい。
79	長野少鑑	組織・職員	令和7年度に在所者から職員の不適切な対応を受けたとする申出があったところ、職員の資質向上に向けた組織的対策を講じるなど、抜本的対応を求める。	今後も、人権研修の実施等、職員の資質向上に向けた対応を実施していきたい。
80	長野少鑑	施設の敷地・建物等	今後も、設備のメンテナンス等に十分な配慮をいただくとともに、修繕・交換等の必要が確認された場合には、速やかに対処するようにされたい。	今後も、施設・設備の適正な維持管理に努めていく。
81	静岡少鑑	施設の敷地・建物等	男子寮居室への冷暖房設備が増設されたが、設置数として十分ではないと思われるため再度要望する。	男子寮居室の冷房設備の増設について、予算上、施設限りで対応できない場合には頂いた御意見を上級官庁に報告する。
82	静岡少鑑	物品の貸与等及び自弁	年度途中から在所者へのアイマスクの貸与を実施したことは好意的な評価ができる。今後、アイマスクの使用効果（メリット、デメリット）を踏まえ、引き続き改善を検討願いたい。	頂いた御意見を踏まえ、貸与するアイマスクの仕様を含めて予算事情も考慮しつつ、在所者の生活環境の向上に努めたい。
83	静岡少鑑	保健衛生及び医療	入所人数の増減があることは承知しつつ、在所者から入浴時間をもう少し長くしてほしいという意見が聞かれることから、立会い職員の負担が増大しない範囲内での変更が可能か検討願いたい。	施設の運営状況を踏まえると困難であることは御理解願いつつ、施設限りで対応できることを検討していきたい。
84	金沢鑑	施設の敷地・建物等	居室へのエアコンの設置を積極的に進めている点は評価できるが、収容人員が増加した場合、エアコン設置済み居室が不足する可能性もあることから、引き続きその増設を要望する。	居室へのエアコンの設置は電気設備の改修が必要となり、多額の予算を必要とすることから当所限りでの対応ができない。御意見があったことは上級官庁に報告する。
85	金沢鑑	物品の貸与等及び自弁	在所者は普段机と椅子を使用して生活していることから、居室において座って生活することは身体的負担が大きい。居室に机と椅子の設置を要望する。	集団室であった単独室4室には椅子及び机を整備済みであるが、単独室である居室については、部屋が狭あいとなることから、椅子及び机を整備することは考えていない。 なお、身体的負担の軽減を図るため座クッションを導入したが、今後、座椅子の導入について検討する。
86	金沢鑑	保健衛生及び医療	土曜日、日曜日及び祝日の入浴又はシャワー浴の実施を要望する。	休庁日である土曜日、日曜日及び祝日における入浴又はシャワー浴の実施には、職員配置及び予算上の制約から当所では実施することができない。御意見があったことは上級官庁に報告する。

87	金沢鑑	観護処遇の態 様等	土曜日、日曜日及び祝日に居室外において処遇を受ける機会を設けることを要望する。	当所では、休庁日に居室外で処遇を受ける機会を設けることは、職員配置上の制約から実施することができない。御意見があったことは上級官庁に報告する。
88	金沢鑑	少年鑑別所視 察委員会	誰が提案箱に意見・提案書を投かんしたのか職員から推知されないよう、例えば毎週1回、意見や提案の有無にかかわらず、全ての在所者が同じ機会に意見・提案書を提案箱に投かんする機会を設けることを検討されたい。	意見・提案書を在所者全員に投かんさせることは、強制と捉えられかねないため、実施は困難と考える。
89	金沢鑑	組織・職員	女性職員が心身の過度の負担を感じ、また、休暇取得をちゅうちょすることがないよう女性職員の増員を求めるとともに、貴所に所属する全ての職員にとって健全な就労環境を維持し得るよう貴所職員の増員を要望する。	職員の増員については、当所限りでは対応できない事項であり、御意見があったことは上級官庁に報告する。
90	金沢鑑	外部交通	勾留中又は勾留に代わる観護の措置を執られた及び観護措置中の在所者について、外部交通権の保障の見地から、弁護士等との面会を希望した場合の取り次ぎがなされるよう、上級官庁に意見具申又は協議されることを要望する。	弁護士等との面会の取り次ぎについては、当所限りでは対応できない事項であり、御意見があったことは上級官庁に報告する。
91	岐阜少鑑	施設の敷地・ 建物等	昨今の冬季・夏季の寒暖の厳しさ、また、在所者数が多い時期には全室で在所者が生活し得ることも考慮し、今後も集団室・単独室の区別なく全室に平等にエアコン設備が完備された環境が提供できるよう検討を継続されたい。	現在、集団室1箇所・単独室2箇所にエアコンを設置しており、廊下にスポットクーラーを2台設置している。今後も予算事情を踏まえ、電気容量を考慮し、可能な範囲で必要な対策の導入を検討する。 なお、エアコンの完備については、検討を継続しつつ、予算の関係上、施設限りの判断で対応することが困難であることから、頂いた御意見については上級官庁に報告する。
92	岐阜少鑑	観護処遇の態 様等	令和7年4月1日から夕食の開始時刻を17時に遅らせる変更が実施された。他の少年鑑別所では17時30分や18時に開始としている施設もあり、一概にどの時刻が在所者にとって適切であるか判断が難しいところではあるが、今後の在所者の意見やアンケートへの回答等も踏まえながら、引き続き検討されたい。	近隣施設との共同炊さんであり、調理された食事を長時間保管することは、食品衛生上の問題が生じること、温食給与が必要であること、勤務体制上の困難があることから、現状での給与時間を継続することで御理解願いたい。
93	岐阜少鑑	書籍等の閲覧	一部の少年から、土日に借りられる書籍の冊数が少なく、早い段階で読み切ってしまう旨の意見があり、これまでも10冊程度に増やすと良いのではないかと意見を述べてきたところである。令和7年度中、貸与冊数を従来の7冊から8冊に増やす変更を実施していただいたが、退所時のアンケートには、近時貸出可能冊数を増やしてほしいとの意見が複数見られる。学習の機会提供の観点から、鑑別や審判に向けた準備の課題等に支障が生じない範囲内で、引き続き貸出可能冊数の増加を検討されたい。	休日における書籍の貸与冊数の制限に関しては、上限を8冊としているが、この内訳は漫画本4冊と漫画本以外の書籍（文芸書、実用書、児童書等）4冊である。このほかにも課題作文用の書籍や学習用の書籍を貸与しており、これらについては冊数制限に含まないこととし、少年鑑別所法第29条に定める学習の機会の提供等に配慮しているため、現行（8冊）の冊数制限の継続が妥当と考える。
94	岐阜少鑑	施設の敷地・ 建物等	施設・設備が全体的に老朽化しているため、在所者からも老朽化に起因すると思われる意見（例：シャワーの水圧が弱い）が述べられることがあった。また、入退所時には蛇腹型の囲いを設置して在所者の逃走や外貌の露出防止を図っているが、職員が必要以上に気を使わなければならない。適切とは言いがたい。車寄せを外部から確認できない建物内部に設置するなどの設備の更新・変更が必要である。老朽化対策とともに検討されたい。	建て替えについては、耐用年数なども考慮して計画的に要求していきたい。また、入退所に際して、庁舎玄関での逃走防止措置、露出防止措置については、施設の構造上、やむを得ない措置であることから、御理解願いたい。今後は、適切な逃走防止措置、露出防止措置が講じられるよう、建築、設備及び電気関係の専門家から意見を徴して方策を検討する。 なお、シャワーの水圧については、循環ポンプを更新し、改善を図った。
95	岐阜少鑑	少年鑑別所視 察委員会	提案箱が居室外にあるため、在所者が投書を躊躇してしまう可能性がある。投書したか否かも含め秘密を保持できるような工夫を検討されたい。 また、施設の運営に関して広く意見を募るため、在所者の関係者からも気軽に意見を投書できるよう、待合室に提案箱を設置していただきたい。	居室を出入りする際の身体検査は必須であることから、意見・提案書を居室から持ち出す際、職員がこれを認識することは妨げられず、投かん行為自体を秘密にすることは困難である。投かんによって審判結果に不利益が生じるのではないかとという在所者の不安が、投かんをためらう理由の一つであると考えられるため、「意見・提案書の投かん＝不利益」という認識が払しょくできるよう丁寧な説明を行うこととする。 なお、提案箱は、在所者が意見・提案書を提出するために設置したものであり、在所者以外の者が意見・提案書を提出する提案箱を設置することは予定していないことを御了承いただきたい。
96	岐阜少鑑	観護処遇の態 様等	退所者アンケートの意見・要望については、提案箱への意見・提案書の投函を補完する機能も期待でき、職員への感謝等の言葉については職員の勤務意欲の向上や在所者対応の改善に資する側面もある。退所時アンケートを職員間で定期的に共有するなど、今後の施設運営に積極的に活用されたい。 また、引き続きアンケート質問事項の修正や追加等についても、より豊富な情報を得られるよう、定期的な点検・検討を継続されたい。	退所時のアンケートに全職員が目を通し、施設運営に反映させ、苦情や要望については、事実の検証を行っている。 なお、アンケートの様式について、必要があれば、より多くの情報が得られるよう、質問項目の追加などを検討する。

97	名少鑑	保健衛生及び医療	冷房について、少年が入居する全居室に温度計を設置した上で、28度を超えると見込まれる場合は、室温が概ね25度に保たれるよう講じていただきたい。	全居室に温度計を設置することについて、保安上問題ないか検討を要する上、設置する場合は予算の確保が必要である。なお、居室内の温度が概ね28度を超えると見込まれるときは、室温が概ね25度に保たれるよう終日冷房機器を稼働させる措置を講じている。
98	名少鑑	物品の貸与等及び自弁	防寒具として、カイロや発熱素材の下着等の提供や、日中であってもひざ掛けや半てん代わりの毛布の使用を検討されたい。	防寒用の毛布の貸与については既に実施しており、適宜日中に使用させている。なお、使い捨てカイロや発熱素材の下着等、自弁物品として使用を許す措置は講じている。
99	名少鑑	物品の貸与等及び自弁	おかずについて、温かいものを提供できるよう切に検討されたい。	副食の温食給与については、加温用スチーマー等の設置、耐熱容器の使用、サラダ等冷たい料理の除去等弁当給食の仕様の限定の必要があり、予算上の観点から困難であるため、措置を講じないこととするが上級官庁には報告する。
100	名少鑑	物品の貸与等及び自弁	成長期である少年の特性に鑑み、提供される食事の量が足りないと感じる在所者には、身長に関わりなく、ご飯のおかわり又は補食を配布できるよう検討されたい。	給与する食事の熱量については、法令で定められている。
101	名少鑑	保健衛生及び医療	入浴回数の増加及び着脱時間を考慮し、入浴時間の増加を検討されたい。	入浴は、法令に基づき、保健衛生に配慮した上で必要十分な回数を確保している。入浴時間の増加には、相応の職員配置が必要であるほか、予算上の制約もあるため、現状では入浴の実施回数及び入浴時間を増やすことは困難である。
102	名少鑑	施設の敷地・建物等	貸与書籍について、入所少年に実際の書籍を手に取り「読みたい本」を選択できる機会を与えていただきたい。具体的には、図書室あるいは図書スペースの確保をお願いしたい。	集団室を図書室に転用する計画があり、引き続き予算措置を上級官庁に要望する。
103	名少鑑	保健衛生及び医療	戸外運動の時間、回数、種目の増加を検討されたい。	屋外・室内運動を合わせておおむね1日1時間以上の時間を確保しているところ、職員配置を工夫するなどして天候やグラウンドの状況や、在所者の希望を踏まえ今後も検討、実施を重ねていく。
104	名少鑑	組織・職員	注意・指導の場面での発言の仕方や場所等について、全職員を対象に研修を実施し、子どもの権利を意識した対応を徹底されたい。	注意・指導はもとより在所者と接する場面では、その人権に配慮して行うよう、職員全体朝礼や部門ミーティングの機会に幹部職員から注意喚起を適宜実施しており、今後も適正な処遇を行うよう徹底していく。
105	名少鑑	観護処遇の態様等	起床時間前のステップや創作活動の配布は控え、起床時間後に実施するよう見直しをお願いしたい。	起床時間後に配布するよう職員に周知し、徹底した。
106	名少鑑	その他	在所者以外の関係者からの意見の聴取について、支所においても、保護者その他面会のために来所した者を対象とした意見箱を設置されたい。また、鑑別所設置の意見箱のみならず、視察委員会の提案箱を設置することを検討されたい。	支所においても保護者その他面会のために来所した者を対象とした意見を徴する意見箱を令和8年度中に整備予定であり、投かんされた意見等については必要に応じて、視察委員会に共有することとした。 なお、視察委員会の提案箱は、在所者以外の者の意見等を提案箱に投かんされることを予定していない。
107	名少鑑	少年鑑別所視察委員会	名古屋少年鑑別所視察委員が3つの施設の視察を行う必要があることを踏まえ、法が定める上限の7名の視察委員の任命を検討されたい。	視察委員会の増員については、予算上の観点から、施設限りでの対応ができないため、措置を講じないこととするが、上級官庁には報告する。
108	名少鑑	少年鑑別所視察委員会	富山少年鑑別支所及び福井少年鑑別支所について、各支所における視察委員の活動を十分なものとするため、視察委員を複数名とすること及び交代時期を見据えて事前に調整の上、新委員が確実に視察委員会に出席できるよう要望する。	新たに任用された委員が確実に視察委員会に出席できるよう、交代時期を見据えて事前に調整したい。 なお、視察委員会の増員については、予算上の観点から、施設限りでの対応ができないため、措置を講じないこととするが、上級官庁には報告する。
109	大津少鑑	保健衛生及び医療	入浴日は、月水金の週3回であるところ、さらに土日のいずれかについても入浴を実施していただきたい。また、夏季については入浴日以外にも運動後にシャワー浴を実施しているものの、夏季以外にも季節を問わず希望した者が運動後にシャワーを浴びられるように人員体制などを検討されるよう求める。	入浴は、所内生活における保健衛生上必要なものとして、法令に基づき、週3回の入浴及び入浴日以外の運動後の夏季シャワーを実施しているところ、頂いた御意見を実現するためには、職員の増員及び予算の増額が必要であるため、施設限りでは対応できない事項であり、頂いた御意見については、上級官庁に報告する。
110	大津少鑑	組織・職員	根本的には観護職員の数が少ないことが、屋外運動を十分に実施できていない原因となっており、また、在所者処遇を改善するためには、職員の増員が必要不可欠であることから、職員定員の増加、再任用職員等の臨時的な職員の配置について上級官庁において真剣に検討されることを要望する。	在所者処遇については、観護、考査、庶務の区別なく、全職員が協力して対応しているものの、昨今の収容増により、当所だけでは対応できない場合も散見されるため、他施設に応援職員の派遣を依頼して対応している現状がある。 また、職員等の増員等については、施設限りでは対応できない事項であり、頂いた御意見については、上級官庁へ報告する。

111	大津少鑑	施設の敷地・建物等	居室環境については、在所者が、暑さや寒さに耐えることなく落ち着いて生活できる環境を整える必要性が高いと考えるため、各居室に空調設備を設置できるよう速やかに予算措置を講じられるよう強く求める。	居室棟の廊下にエアコンを設置し、夏場はサーキュレーターにより冷気を各居室に送風するとともに各居室に冷風扇を整備し、冬場は廊下に複数台のファンヒーターを設置し暖気を送風しているところ、各居室に空調設備を設置するためには、予算の大幅な増額が必要であり、施設限りでは対応できない事項であるため、頂いた御意見については、上級官庁に報告する。
112	大津少鑑	外部交通	面会室が1室しかなく、収容が多い時期には、長い順番待ちや面会時間の短縮など、十分な面会が図られないこととなる。WE B会議システムを用いた面会の実施についても導入を検討されたい。	施設限りでは対応できない事項であり、頂いた御意見については、上級官庁に報告する。
113	大津少鑑	予算	物価上昇により、十分な食材が確保できずに食事の質の低下を招かないよう、また、光熱費の経費も切迫することがないように、十分な予算措置を講じられるよう求める。	現状では食事の質の低下や光熱費の経費の切迫はないものの、今後物価の動向を踏まえ必要に応じた措置を講じる予定である。
114	大津少鑑	予算	健全育成のための支援として実施している外部協力者による各種支援が、十分に行えるような予算措置を講じられることを求める。	限られた予算の中で可能な限りの健全育成のための各種支援について年間計画を立て、外部協力者に依頼し必要な支援を実施しているところ、これまで以上に支援を実施するためには、予算の増額が必要であるため、施設限りでは対応できない事項であり、頂いた御意見については、上級官庁に報告する。
115	大津少鑑	少年鑑別所視察委員会	視察委員会の活動を充実化させるためには、年間開催数を6回以上に増やし、委員を5人以上選任することなど、運営方法や体制の整備が必要であると考え。今後の視察委員会においては、以上の内容に沿った委員会規則の改正及び予算措置をされることを求める。	施設限りでは対応できない事項であるため、頂いた御意見については、上級官庁に報告する。
116	大津少鑑	少年鑑別所視察委員会	視察委員の推薦について、関係機関において、候補者の選定、推薦決定等に手続上の時間を要するため、推薦依頼は遅くとも毎年1月には関係機関宛てに発出されたい。	視察委員の任免準備手続については、あらかじめ依頼文書等を準備し、矯正局から事務連絡が届き次第、各機関宛てに発送し、速やかに事務処理を行っているところ、郵便事情等により、1月中には関係機関に依頼文書が到着しない場合もあったことから、事前に写しを電子送信するなど、要望に沿えるように努める。
117	京都少鑑	施設の敷地・建物等	施設の移転について、当委員会の意見も参考にして、観護処遇の環境と設備が充実するよう上級官庁に要望されたい。	観護処遇の環境と設備充実のため、御意見を参考にして上級官庁に報告していく。
118	京都少鑑	施設の敷地・建物等	施設が移転するまでの間も、施設・設備の更新を実施されたい。	引き続き、施設の修繕及び在所者の生活環境の向上のための整備に努めていく。
119	京都少鑑	保健衛生及び医療	各種感染症対策に係る内規、それに基づく運用を点検し、必要に応じて更新するよう努められたい。	既に基本的感染対策に係る内規を作成、発出している状況にあるが、具体的な予防措置やまん延防止措置については、当該感染症の特徴や感染状況を考慮する必要があることから、その対応が求められる際には、厚生労働省等が示す基準を参考にしつつ、必要に応じて更新する。
120	京都少鑑	保健衛生及び医療	入浴回数を通年週4回に増加されたい。	関係法令に従い、保健衛生上適切な入浴の回数は既に確保している状況にある。現状に追加して、入浴回数を増加させることは、職員配置、予算事情から、施設限りでの対応は困難であるため、頂いた御意見については、上級官庁に報告する。
121	京都少鑑	保健衛生及び医療	年末年始や大型連休（三連休を含む）の際、続けて入浴できない日があることは保健衛生上問題があることから、土曜日、日曜日、祝日に入浴を実施できる体制を整えられたい。	現状においても、年末年始や大型連休中には、休日等にも入浴実施日を設けて、保健衛生上適切な入浴の間隔を確保している状況にある。
122	京都少鑑	保健衛生及び医療	運動後のシャワー浴を通年実施されたい。	現状に追加してシャワー浴の回数を増加させることは、職員配置、予算事情から、施設限りでの対応は困難であるため、頂いた御意見については、上級官庁に報告する。
123	京都少鑑	物品の貸与等及び自弁	ドライヤーの使用時間を延長されたい。	従前から、在所者の状況に応じて使用時間を柔軟に変更していた実情があるが、改めて、在所者向けに周知する。
124	京都少鑑	物品の貸与等及び自弁	居室内で私物のタオル、バスタオルが使用できることを周知されたい。	改めて、在所者向けに周知する。
125	京都少鑑	物品の貸与等及び自弁	居室内で貸出タオルの使用を認められたい。	従前から、居室内での貸出タオルの使用は認めていたが、改めて、在所者向けに周知する。

126	京都少鑑	保健衛生及び医療	居室の防虫対策を実施されたい。	従前から、必要に応じて、殺虫剤を貸与する、網戸の破れなどの設備的なものについて適宜修繕を実施する、定期的にくん煙剤使用による防虫を行うなどの措置を講じていることから、引き続き適切に対処する。
127	京都少鑑	施設の敷地・建物等	劣化した量を更新されたい。	劣化の状況等を考慮し、計画的に更新を進める。
128	京都少鑑	施設の敷地・建物等	和式便所に簡易型洋式便座を設置されたい。	予算事情から、施設限りでの対応は困難であるため、頂いた御意見については、上級官庁に報告する。
129	京都少鑑	施設の敷地・建物等	居室入口上部に換気扇を設置することで居室内の室温が適正に保たれているか検証されたい。	令和８年３月に換気扇を新設したため、冷房の使用開始に合わせて検証を実施する。
130	京都少鑑	書籍等の閲覧	書籍の選定時間を延長されたい。	職員配置上の都合や、収容状況の変動が大きいため、選定時間を一律に延長することは困難であるが、選定時間の延長を含めて在所者の能力、資質に応じて、きめ細やかな配慮をしていく。
131	京都少鑑	観護処遇の態様等	在所者の用件確認のための巡回を強化されたい。	現在以上の頻度で巡回を実施することは、職員配置から、施設限りでの対応は困難であるため、頂いた御意見については、上級官庁に報告する。
132	京都少鑑	観護処遇の態様等	在所者の属性把握（性的、宗教的マイノリティ）のため、入所時間診票及び行動観察票を更新されたい。	マイノリティの在所者については、入所時に事情等を確認し、個別の対応を行うよう努めているところ、入所時の行動観察票の様式を更新し、確実に情報を把握した上で、職員間で対応状況を共有してより統一した対応ができるよう、朝礼等での情報共有を確実に行う。
133	京都少鑑	その他	防災マニュアルに基づいて防災訓練を実施し、同マニュアルの実用性を点検し、必要に応じて見直し、更新されたい。	令和８年１月２１日、防災マニュアルに基づいた訓練を実施し、実用性があることが確認された。引き続き必要に応じて見直し、更新を行う。
134	京都少鑑	組織・職員	適切な職務分担を行い、職員に不公平感が生じないように配慮されたい。	既に定期的な職員面接や相談制度を活用しているところ、引き続き、職務分担の最適化を行い、職員間の不公平感の解消に取り組んでいく。
135	京都少鑑	組織・職員	業務のＩＴ化の実効性を確保して、職員の業務負担の軽減を図られたい。	既に導入されている各種業務システムの更なる習熟、活用を図ることで、職員の業務負担の軽減を図っているところ、引き続き同取組を継続していく。
136	大阪少鑑	保健衛生及び医療	在所者が運動を望む場合は、原則として居室外での運動の機会を与えるよう求める。やむを得ずその機会を与えることができない場合であっても、在所者に対してその理由を適切に説明することを求める。	寮ごとの運動の順番や職員配置等を工夫したことで、居室外での運動の実施回数は増加した。居室外での運動の機会の確保について更なる充実を図っていく。また、在所者に対する運動に係る説明は、入所時のオリエンテーションで必ず伝えているが、更に周知徹底を図るため、運動実施当日に在所者から希望を聴取する際、重ねて説明するようにしている。
137	大阪少鑑	書籍等の閲覧	図書室利用環境の改善のため、図書室滞在時間の十分な確保及び図書費の執行額が予算に比して十分でないため選書の充実を求める。	図書室の利用時間は、職員配置やその後の日課等の関係上、５分間という目安を設けているものの、強制的に終了してはいない。 また、蔵書の充実については、鋭意取り組んでいるところであり、施設全体の予算執行状況を踏まえ、計画的かつ効果的に進めたい。
138	大阪少鑑	組織・職員	女子在所者の安心確保のために、夜間の対応においても女性職員配置の配慮を求める。	夜間の女性職員の配置については、現状の勤務体制に加えて夜勤者として女子寮に女性職員１名を増配置することは、現在の職員配置上は困難である。夜間の対応において、必ず女性が対応しなければならない場面が生じた場合は、非常登庁に準じて女性職員を登庁させて対応している。より良い方策については今後も検討していきたい。
139	大阪少鑑	外部交通	面会時間の確保の実現に向けた検討を行うこと及び当該検討の経過ないし結果を視察委員会に報告することを求める。	通常は３０分間の面会を実施しているが、多数の面会が重なる場合は、所管以外の部署で勤務する職員を臨時に増配置する等の工夫をすることで、１５分以上の時間を確保しており、今後も可能な限り面会時間を長く確保するよう努めている。
140	大阪少鑑	少年鑑別所視察委員会	視察委員会主催の保護者アンケートの実施に向け、必要な協力をお願いしたい。	保護者アンケートについては、具体的な内容、実施方法等について、協議の上での実施に協力していきたい。
141	大阪少鑑	規律及び秩序の維持	保護室収容事案での映像記録の適切な保存及び委員会への迅速な提供については問題なく行われているが、さらに進んで、事前兆候の共有を徹底し、事前の未然防止についての報告内容が不十分であることから、事後の振り返りの結果及び今後の活用方針について、視察委員会に報告することを求める。	保護室収容事案が発生した際には、実力行使場面のみでなく、事前の心情把握の状況等を含め、対応が適切であったかどうか組織的に検証を行っており、それらの検証結果について報告していたものの、不十分とされる部分については、更に協議を重ね、十分な情報提供ができるようにしたい。

142	大阪少鑑	組織・職員	大阪少年鑑別所主導の職員アンケートを年次で定例化するなどし、その結果を視察委員会に報告することを求める。	大阪少年鑑別所主導の職員アンケートについては、当所の運営を進めていく中で、適宜実施することとし、実施した際には、今後もその結果を視察委員会に報告することとする。
143	大阪少鑑	少年鑑別所視察委員会	上級官庁に報告された要望事項に対して、適時適切に回答が得られるよう大阪少年鑑別所に最善の努力を求める。必要に応じ、視察委員会から上級官庁に直接照会を行うことを求める。	施設限りで対応できない事項については、上級官庁に報告している。視察委員会から上級官庁に直接照会したいとの要望については、要望がある旨を上級官庁に報告する。
144	神戸少鑑	組織・職員	職員を増員し、適切な労働環境を整備されたい。	職員の増員については、当所限りでは対応できない事項であり、御意見があったことは上級官庁に報告する。
145	神戸少鑑	組織・職員	職員間の対人関係について、各職員が心身の安全を確保しつつ快適に勤務できる環境について配慮されたい。	引き続き、定期的な職員面接、相談制度、ストレスチェックなどを活用して、職員の勤務環境について配慮していく。
146	神戸少鑑	物品の貸与等及び自弁	在所者に提供される食事について、量、味付け等引き続き質の向上に努められたい。	在所者の食事について、被収容者食料給与規程等に基づき、健康管理上適正な給与熱量を満たすものを提供しているものの、量、味付け等の充実に向けて引き続き弁当給食の提供者等との意見交換等に努める。
147	神戸少鑑	物品の貸与等及び自弁	在所者に提供される食事について、温かい状態での提供に努められたい。	在所者の食事の保温については、食中毒等保健衛生面に配慮した上で、工夫によって保温することも可能と考えられるので検討していく。
148	神戸少鑑	保健衛生及び医療	在所者の運動について、引き続き運動の機会を十分に確保するとともに、在所者に対する周知方法を検討されたい。	引き続き運動の機会を確保するために運動の種目、職員配置の工夫を検討する。また、在所者への周知については、入所時のオリエンテーションで説明するとともに生活のしおりにおいて説明しているが、引き続き周知方法の工夫について検討していく。
149	奈良少鑑	親護処遇の態様等	在所者より、テレビ視聴時間をあと５分長くしてほしいとの意見が多数出されている。施設管理上支障のない限り、在所者の意向を尊重すべきである。	これまで着替え等の就寝準備のための時間を１０分間確保し、午後８時５０分までのテレビ視聴としていたが、テレビを視聴させながら準備させ、テレビ番組を終了まで視聴できるように視聴時間を延長することとしたい。
150	奈良少鑑	保健衛生及び医療	夏場の土曜・日曜・祝日について入浴・シャワーができるようにされたい。	職員配置上及び予算上の理由から、閉庁日の入浴及び入浴回数の増加は困難であるところ、近年の気象状況を踏まえ、夏場の室内での清拭を検討することとする。
151	奈良少鑑	保健衛生及び医療	希望者には屋外で運動や体操ができるようにされたい。	屋外運動の可否の判断根拠となる暑さ指数（ＷＢＧＴ）が基準値を上回る場合を除き、基本的に希望者全員の屋外運動を実施している。
152	奈良少鑑	物品の貸与等及び自弁	在所者に提供される食事量を増量できるように工夫されたい。	在所者に給与する食事の熱量の基準は訓令等で定められており、当所限りで対応できないため、頂いた御意見について上級官庁へ報告する。 なお、夜間の空腹感を避けるため夕食の時間を遅くしているほか、提供者に満足感の得られるメニューを要望するなど可能な範囲で配慮していきたい。
153	奈良少鑑	保健衛生及び医療	在所者が体調不良を訴えた際、直ちに医師の診察を受けられるよう徹底されたい。	在所者が体調不良を訴えた場合、嘱託医に相談の上で対応しているほか、嘱託医と連絡が取れない場合には、奈良拘置支所の准看護師に相談する場合もある。在所者の心身の状況をきめ細かく観察し、速やかな医師の診察や医療上の処置等に繋げられるよう、引き続き適切に対応していく。
154	奈良少鑑	組織・職員	当直時の部屋割りについて、職員が十分に休息できるよう仮眠場所について改善、配慮を求める。	２室ある当直室の１室を倉庫に転用していたところ、令和７年度から２室とも当直室として運用している。
155	奈良少鑑	組織・職員	当直室と給湯室が隣接しており気を遣うこと、給湯室には冷蔵庫が置かれており音が気になること、などの意見があり、改善策を検討すること。	以前から設置されていた冷蔵庫の音が大きいとの意見があったことから、冷蔵庫を移設することとした。 その他、職員からの要望があった場合には、その都度、改善策を検討することとする。
156	和歌山少鑑	施設運営方針	和歌山少年鑑別所のビジョン及びバリュー策定に関する取組は有意義なものであり、今後も継続し、外部への発信方法なども含めて検討されることを提言する。	和歌山少年鑑別所のビジョンとその実現に向けた今後５年間の取組方針について指示を発出しており、今後、実現に向けた取組を継続するとともに、広報用資料を作成し、関係機関への周知を行うこととした。
157	和歌山少鑑	組織・職員	在所者の少ない施設を中心に、小規模少年鑑別所が近隣の大規模鑑別所の分所となる事例が相次いでいる。分所化の問題については当委員会が引き続き重大な関心を有していることを上級庁も認知されたい。	いただいた御意見については、当所限りでは対処できない事項であり、上級官庁に報告する。

158	松江少鑑	少年鑑別所視察委員会	委員等手当について、現行、時間単位ではなく回数単位により一律同額で支給されているところ、視察委員会開催時に在所者が不在であり、在所した際に来所して面接のみを実施する場合は30分程度で終了する。その場合は、視察委員会の開催時間に比して短時間での実施となるため、面接のみの活動をした場合には、例えば調査費として、支給金額を半額支給にするなどして、頻回の支給にも対応できるようにできないか。	委員手当は、一般職の給与に関する法律において、1日単位で支給と定められており、短時間の活動であっても分割しての支給はできない。いただいた御意見については、上級官庁に報告する。
159	松江少鑑	組織・職員	令和8年度以降に更新される警備機器について、警備会社の駆け付け警備がなくなると、職員負担が大きくなるのではないか。その懸念は上級官庁にも申し入れ願いたい。	警備機器の仕様・契約内容等については、当所独自で変更できるものではないが、懸念が示されたことについては上級官庁と共有する。
160	松江少鑑	保健衛生及び医療	外部の血液検査機関に在所者の血液検査を依頼する際に、嘱託医の指示がない検査項目の検査がなされた事案が複数件あったことについて、徹底した再発防止を要望する。	令和8年2月5日、朝礼時に職員研修を実施し、令和8年3月9日付けで所長指示「在所者の血液検査実施について」を発出し、幹部職員等による確認及び嘱託医による確認を徹底する改善策を周知し、同改善策を継続するとともに、令和8年4月21日、転入職員に対しても同所長指示による研修を実施し、再発防止に取り組んだ。
161	松江少鑑	保健衛生及び医療	嘱託医から在所者を外部専門医に受診させるよう指示が出されたにもかかわらず、外部専門医の診察を受けるまでに10日を要した事案が発生した。嘱託医から外部専門医受診の必要性及び緊急性等についての連絡がなく、日数が経過した点が問題であると受け止めている。 今後、嘱託医が外部専門医の診察が必要と判断したケースにおいては、嘱託医から緊急性の程度を確認し、その後の経過についても連携を取り合って、適切なタイミングでの外部専門医での受診を行えるよう対応し、その内容について視察委員会に報告を要望する。	本事案については、外部機関に委託して検体検査を行い、その結果等を踏まえた上で対応していたものであるが、その方針や経緯について、嘱託医と十分に情報共有できていなかったものであった。今後、嘱託医が外部専門医の診察が必要と判断した場合には、当該嘱託医の緊急性に関する所見を踏まえ、緊急性が高いと判断された事案については、速やかに外部専門医による診察を受けさせることとし、診察後の視察委員会において報告することとした。
162	松江少鑑	組織・職員	機械式警備の運用方法の変更について、令和8年度から、警備システムを買い取った上で、職員が対応する運用に変更するとのことであるが、当視察委員会としては、上記の変更を非常に危惧している。令和8年度から、貴所の職員において警報機が作動するような事態に対応することになるが、いわば丸腰の状態現場に臨場することになり、不測の事態が発生した際に、職員の安全を守ることができるのであろうかと思われるからであり、職員の安全が確保されない職場は、働きやすい環境が整備されているとはいえないのではないかと、という疑問も払拭できない。 貴所におかれては、現在の警備会社との契約を維持した場合と、令和8年度から予定されている運用方法のランニングコストを検討していただき、両者のコストに大きな違いがないのであれば、職員の安全を優先するため、現在の警備会社との契約を前提とした運用を続けていくことを検討していただきたい。貴所の判断のみでは令和8年度以降の変更を修正することが困難であることも想定されるところであるから、当視察委員会としても上級官庁に対して、本書面をもってお願いをする次第である。	新旧の機械式警備システムのランニングコストを比較すると機器買い取りとなる新方式の方が、中長期的には安価となることが見込まれている。 機械式警備の運用については、当所限りでは対応できない事項であるところ、施設の警備は一義的には職員の職務であるが、御意見があったことについて、上級官庁に報告する。
163	松江少鑑	物品の貸与等及び自弁	食事(補食)について、主食によって必要な栄養やカロリーは摂取できるため、補食は不要であると思われるが、食事は、バイタリティーある健全な生活を送るために必要不可欠なものであり、栄養とカロリーが満たされていれば十分なものではなく、在所者の中には「味噌汁が飲みたい」といった発言があり、補食こそが在所者の心に安心と安定をもたらしている側面もあることから、物価高騰で予算が厳しい事情は十分承知しているところであるが、補食の提供を検討していただきたい。	食材等の高騰のため、予算事情は厳しく、弁当業者と契約することさえ困難な状況であり、弁当以外の補食を支給することはしない予定である。
164	松江少鑑	規律及び秩序の維持	入浴時の監視方法について、在所者から恥ずかしい等の訴えが当視察委員会へ寄せられており、過度の監視態様は、在所者に必要以上に羞恥心を抱かせることになることから、入浴時の監視が必要最小限となるような体制、方法を検討していただきたい。	入浴時の動静視察等については、今後、一層羞恥心に配慮し、在所者の特性に応じて視察する運用とする。
165	松江少鑑	少年鑑別所視察委員会	今後も、アンケートを継続して実施していきたいと考えているので、貴所には引き続きご協力をお願いしたい。	視察委員会作成のアンケートについては、記載、提出の任意性を説明の上、提案箱への投かんの働き掛けを行っており、今後も継続する。
166	松江少鑑	組織・職員	令和7年度は、女性職員が1名体制になり、女性職員に過度の負担が課されざるを得ないのではないかと危惧しており、貴所のみでの対応は困難であると思われるので、上級官庁に問題意識を伝え、職員の負担軽減、ワークライフバランスを充実させる組織体制の構築を検討していただきたい。	職員の性別にかかわらず、人生のライフステージに配慮し、ワークライフバランスを損なわないような施設運営を継続する。 なお、職員配置については、当所限りでの対応ができない事項であり、御意見があったことについて、上級官庁に報告する。
167	松江少鑑	組織・職員	職員の人員削減が行われ、職員全員に対しての負担が増加しているのではないかとという点についても危惧しており、貴所のみでの対応は困難であると思われるので、上級官庁に当視察委員会の問題意識を伝えていただき、職員の負担軽減、ワークライフバランスを充実させる組織体制の構築を検討していただきたい。	職員配置については、当所限りでの対応ができない事項であり、御意見があったことについて、上級官庁に報告する。

168	松江少鑑	少年鑑別所視察委員会	令和6年度の意見書に対する回答について、第1回視察委員会において書面でいただいたので、第2回目以降の視察委員会においても充実した議論を行うことができた。令和7年度の意見書に対する回答についても、書面でいただきたい。	令和7年度の意見書に対する回答についても、書面にて回答する。
169	岡山少鑑	施設の敷地・建物等	在所者の就寝時の睡眠環境を整えるため、照明の照度調整ができるように工夫することを要望する。	訓令の改正に伴い、令和7年10月からアイマスクの購入及び使用をできるようにした。 居室照明については、就寝時間帯も保安上視察可能な照度を確保する必要があるため、対応は困難である。
170	岡山少鑑	保健衛生及び医療	入浴の回数、時間については一般社会の実態とは未だかい離しており、健康管理、衛生管理の観点からも不十分であるため、さらに少しでも入浴回数及び時間を増加することを要望する。	所内生活における保健衛生上必要なものとして、法令に基づき、週3回の入浴に加え、夏季には週2回のシャワー浴を実施している。入浴回数及び時間をこれ以上増加させることについては職員配置及び予算事情等から困難な状況にあるため、頂いた御意見については上級官庁に報告する。
171	岡山少鑑	施設の敷地・建物等	夏季の熱中症対策は極めて重要であり、人の生命、健康の重要性は財産的価値よりも優先される。そのため暑さが厳しいときに居室内に冷気を確保するための冷房設備の整備を強く要望する。	居室内への冷暖房設備の設置・維持・改修等には高額な予算が必要となり、施設限りで対応することは困難な状況にあるため、頂いた御意見については上級官庁に報告する。
172	岡山少鑑	書籍等の閲覧	古くなった書籍については新しいものに入れ替えてもらうなど書籍やビデオの整備について要望する。また一日に借りられる書籍の冊数についても増加できるよう検討されたい。	令和7年度は新規に備付書籍として64冊、視聴覚ビデオ11本を整備した。貸出冊数については、娯楽と学習のバランスを考慮して検討する。
173	岡山少鑑	保健衛生及び医療	少年は教官と運動を通じて心を通わせている面も窺われる。運動時間をできるだけ確保することを要望する。	個々の在所者の希望に応じて運動時間を増やすことは、職員の配置、日課運営等から困難であるが、今後も定められた運動時間を適正に確保していく。
174	岡山少鑑	少年鑑別所視察委員会	今後も職員からざっくばらんな話を聞く機会を持ちたいと考えているので、協力をお願いする。	視察委員会の方に職員の意見を聴取していただく機会については、職員にとっても有意義であり、実施方法も含めて全面的に協力する。
175	岡山少鑑	少年鑑別所視察委員会	今後もアンケートに加えて在所者の意見をくみ取る方法を追求したいと考えるので、協力をお願いする。	今後も視察委員会の取組に全面的に協力する。
176	広島少鑑	少年鑑別所視察委員会	公表事案がある際には、公表直前ではなく、早期に視察委員会に情報提供することを要望する。	公表事案がある場合には、可能な限り早期に視察委員会に情報提供できるようにしたい。
177	広島少鑑	施設の敷地・建物等	鳥取少年鑑別支所において、運動場から隣家までの距離が近く、肉眼で表情まではっきりと見える距離であることから、運動場が近隣住宅から視認できないよう対処されたい。	運動場に出る在所者には、つばの広い麦わら帽子を貸与してプライバシー保護に配慮しているが、今後、その他の方法についても検討の上、対応したい。
178	広島少鑑	組織・職員	鳥取少年鑑別支所において複数の女性職員の配置を要望する。	令和7年度から引き続き、女性職員1名を配置するほか、鳥取少年鑑別支所の併任発令を受けた鳥取刑務所の女性職員により緊急時等に必要な対応ができる体制を確保しているところ、必要に応じて本所や近隣施設からの応援により対応する。
179	広島少鑑	少年鑑別所視察委員会	視察委員を増員し、鳥取少年鑑別支所を担当する視察委員会委員を2名にするなど、鳥取少年鑑別支所担当視察委員を複数選任されることを求める。	視察委員会委員の定員については、当所限りでは対応できない事項であり、頂いた御意見は上級官庁に報告する。
180	広島少鑑	組織・職員	広島少年鑑別所及び鳥取少年鑑別支所において、職員による暴行や過剰な身体拘束などが絶対に起こらないよう、組織的な相互チェック体制を構築するとともに、職員に対する教育・研修を強化されたい。	幹部職員による巡回や映像記録の確認によるチェックを引き続き行うほか、在所者の人権に配慮した言動を徹底するよう、今後も各種研修の内容を充実させつつ、職員の人権意識の高揚を図っていきたい。
181	山口少鑑	物品の貸与等及び自弁	少年が食事の増量を希望する場合には、カロリー基準を上回る食事の提供を可能とする運用を、矯正管区レベルで明確化するとともに、必要な予算措置を講じて、例えば、希望する少年には提供できる弁当の数を1個増やすことができる、などの運用改善がなされるべきである。	在所者に給与する食事の熱量の基準は訓令等で定められており、施設限りでの対応は困難であるため、頂いた御意見については、上級官庁に報告する。
182	山口少鑑	保健衛生及び医療	屋外運動の回数や内容については改善が見られるが、今後も運用の改善に努めていただきたい。	屋外運動を基本としつつ、天候等の事情により屋内運動を実施しているところ、引き続き、原則として屋外運動が実施できるよう適正な運用を行うとともに、運動の内容の改善に努める。
183	山口少鑑	その他	外国人少年が入所中の場合において、例えば、週1回は通訳人に来所していただき、少年の伝えたいことが職員に伝わっているか、言語や文化の違いで日常生活で困っていることはないか、という点について少年の気持ちをくみ取る機会を設ける、といった対応を検討されたい。	今後も必要性に応じて通訳人を依頼して対応する。
184	山口少鑑	施設の敷地・建物等	和式トイレになじめないとの訴えも多いことから、予算措置を講じて、洋式トイレへの改修を検討していただきたい。	和式トイレの洋式化については上級官庁に予算措置を要望しており、必要な予算措置が得られれば改修する。

185	山口少鑑	物品の貸与等及び自弁	トイレトペーパーがロール式でなく使いづらいとの訴えも多いことから、ロール型トイレトペーパーの設置などを検討していただきたい。	ロール型トイレトペーパーの設置等を検討する。
186	山口少鑑	施設の敷地・建物等	排せつ行為は、羞恥心と直結するセンシティブな行為であり、なるべく少年に心理的負担が生じないように部屋の構造を改修することや、少年の居室の配置の在り方を検討していただきたい。	少年の居室配置については共犯関係など保安上の問題も含めて決めているところである。部屋の模様替えについては、当所限りで対応できる事項ではないため、いただいた御意見は上級官庁に報告する。
187	山口少鑑	その他	少年に対する鑑別所からの情報提供の在り方としては、成人（大人）である職員の側から、少年に対して、お節介といわれる程度に積極的に行うことが望ましいと考える。	入所オリエンテーション時に細かく説明しているところであるが、今後もより丁寧に説明をする。
188	山口少鑑	外部交通	少年鑑別所法第80条第2項の要件を丁寧に吟味して、可能な限りの外部交通を認めて、鑑別所に入所したことにより、少年が社会とのつながりが切断されないように配慮することが強く求められる。	今後も法令等に基づき適正に判断する。
189	山口少鑑	外部交通	鑑別所においては、少年鑑別所法第80条第2項の要件を踏まえ、保護者以外の者との面会も一律に禁じられているわけではなく、保護者以外の者とも、法律の要件を満たせば面会可能であることを丁寧に情報提供することが求められる。	入所時オリエンテーション時に細かく説明しているところであるが、今後もより丁寧に説明をする。
190	山口少鑑	組織・職員	職員の超過勤務について、11か月間で既に年間360時間という基準を超える職員が3名存在することが判明しており、早急に解消することが求められる。	令和7年度は収容が定員の20名に達するなどの要因もあり超過勤務時間が増加したが、今後は業務の合理化・効率化などをより一層進め、職員の健康に配慮した適正な超過勤務時間となるよう努める。
191	山口少鑑	組織・職員	長時間の時間外労働が発生した原因としては、長期休職中の職員がいるにもかかわらず、令和7年度に定員が1名削減されたことが強く影響していることは明らかであり、少なくとも定員1名を早急に増やして、令和6年度の水準に戻すべきである。	施設限りでの対応は困難であるため、頂いた御意見については、上級官庁に報告する。
192	山口少鑑	組織・職員	定員を令和6年度水準に戻した上で、入所者数及び職員の時間外労働時間をモニタリングし、必要に応じて、他の施設からの職員の応援派遣や更なる定員の増員等を検討すべきである。	観護応援や運転応援を近隣の山口刑務所から受けてはいるものの、施設限りでの対応は困難であるため、頂いた御意見については、上級官庁に報告する。
193	山口少鑑	少年鑑別所視察委員会	引き続き、書面情報については、基本的に写しを交付する形での情報開示をお願いしたい。	引き続き、書面情報については基本的に写しを交付する形での適正な情報開示を行う。
194	徳島少鑑	物品の貸与等及び自弁	在所者の栄養確保及び一日の活動において朝食をしっかり摂取することが重要であるため、朝食時の食パンについては、希望者にはトーストする、マーガリンやジャムなどの他にもはちみつ、チョコレートクリームなど味付けをする種類を増やす等、在所者が食べやすい形で給与することを検討されたい。	当所では食パンについては、衛生上の観点から、袋入りのものを開封せずに給与しているため、トースト等は実施しておらず、トースターの整備もない。また、令和8年度からは、給食弁当業者の変更により、3食とも米飯となることから、御意見には対応できないものの、引き続き栄養面や予算のほか在所者の食べやすさも勘案しながら、適切な食事の給与に努めたい。
195	徳島少鑑	保健衛生及び医療	冬季に入所した少年からは、就寝時に建物の隙間風が入るため眠れないとの意見がある。睡眠時間の確保においても適切な温度調整は必要であるため、冬季においては毛布を貸与する、エアコンの温度を上げるなどの対応を検討されたい。	現在も、居室のエアコンは、気温や湿度の状況に配慮して稼働させている。鉄製窓枠にアルミテープを施す工夫はしているものの、構造上完全に隙間風を防ぐことは困難な状況であるため、エアコンに加えて、衣類及び寝具を増貸与して対応している。引き続き、在所者一人一人の睡眠状況や体調を観察し、適切な収容環境を維持するよう努めたい。
196	高松少鑑	外部交通	面会時間について、在所者が希望した場合には、時間の延長等について、引き続き臨機応変に対応されたい。	調整等の必要がある場合の面会時間は柔軟に運用しており、今後も臨機応変に対応する。
197	高松少鑑	外部交通	面会時の職員の立会いについて、無立会での面会は法令上全く許容されないものではないため、要件を改めて確認し、無立会での面会実施を検討されたい。	面会の立会いの可否は毎回検討しているところ、今後も関係法令に基づき、適正に面会を実施していく。
198	高松少鑑	保健衛生及び医療	入浴回数のさらなる増加又はシャワーの使用回数の増加を強く要望する。	入浴回数及び時間をこれ以上増加させることについては職員配置及び予算事情等から困難な状況にあるため、いただいた御意見については上級官庁に報告する。
199	高松少鑑	保健衛生及び医療	入浴時間について、引き続き、保健衛生上適切な入浴時間が確保されるよう配慮願いたい。	一人20分程度の入浴時間は確保しており、引き続き適切な時間確保に留意する。
200	高松少鑑	保健衛生及び医療	入浴時の立会いについて、数分に一回の確認にとどめるなど、プライバシーに可能な限り配慮する運用を要望する。	数分に一回の確認にとどめることは、保安上、困難であるが、長時間、裸体を凝視しないなど、引き続き、在所者の心情に配慮した対応をしていく。
201	高松少鑑	保健衛生及び医療	運動時間について、少年の心身の充実を図るために1時間程度の運動時間の確保を要望する。	現状においても、室内運動も含めて、法令に基づき、1日におおむね1時間程度の運動時間は確保している。引き続き適切に実施することを徹底する。
202	高松少鑑	保健衛生及び医療	下着の洗濯回数については、引き続き柔軟に対応を要望する。	下着の洗濯については、毎日交換できる回数で実施しており、今後も臨機応変に対応していく。

203	高松少鑑	書籍等の閲覧	書籍の貸出し冊数等について、書籍の貸出し冊数を5冊に増加することを要望する。	当所は開庁日において、休庁日分を含めた冊数の図書交換の機会を与えており、学習用教材（教科書や参考書、就労関係の書籍等）については冊数制限を設けていない。 また、書籍の貸出冊数を現状の3冊から5冊に増加する予定であり、引き続き書籍の充実化を図っていく。
204	高松少鑑	物品の貸与等及び自弁	おかずが冷たいという意見について、温められるものは温めてから配食するなど工夫していただいていることは承知しているが、さらなる改善を願いたい。	従前から温めることができるおかずは温めていたところ、令和8年4月から、弁当の変更に伴い、毎食、温蔵庫や電子レンジで温めてから配食している。
205	高松少鑑	物品の貸与等及び自弁	食事の量については多い少ない両方の意見があり、個人差があるため対応が難しいと思われるが、柔軟に対応願いたい。	在所者の食事については、訓令等に定められる給与熱量を満たすものを提供しているが、満足感のあるメニューを検討するなど、適正な対応を行っていく。
206	高松少鑑	観護処遇の態様等	夕食の提供時間について、午後5時以降での提供が実施できるように引き続き努力を願いたい。	夕食の時間は午後5時からとしているが、これを大幅に変更することは、職員配置上困難であるため、現在の運用を継続する。
207	高松少鑑	保健衛生及び医療	冷暖房について、居室内の極端な気温の高低は、在所者の健康維持に影響を及ぼす事項であるので、在所者の意見に耳を傾けながら、柔軟に対処願いたい。	冷暖房の使用については、居室内の在所者の状態に留意し、適切な温度設定になるように配慮しており、引き続き柔軟に対応する。
208	高松少鑑	組織・職員	少年鑑別所職員の在所者に対する接し方等について、少数ではあるものの在所者が不満を述べていることに留意し、在所者の模範となれるよう、在所者に熱意をもって適切に接し、少年の健全育成を実現していただきたい。	在所者への適切な処遇の在り方については、従前から職員研修を実施しているほか、退所時アンケート等により、在所者の要望等を細かく拾い上げて、適宜必要な指導又は研修等を実施している。引き続き、在所者の模範となれるよう職員一同研さんしていきたい。
209	高松少鑑	組織・職員	移転に伴う人員整理の可能性も否定できないことから、適正な人員配置を行うことで、良好な職場環境の維持及び適正な鑑別の実施を図っていただきたい。	施設限りで対応できないため、頂いた御意見については、上級官庁に報告する。
210	高松少鑑	組織・職員	職員の構成をバランス良くしてもらいたいという意見があったことから、中間層を他所から配置転換するなど、今後の人事を検討する上で参考にされたい。	施設限りで対応できないため、頂いた御意見については、上級官庁に報告する。
211	高松少鑑	その他	少年鑑別所を児童虐待の一時保護と心理判定の専門機関とするための立法措置を求める。	施設限りで対応できないため、頂いた御意見については、上級官庁に報告する。
212	松山少鑑	物品の貸与等及び自弁	食事の量が少ないという意見が多く見られるため、パンを嗜好品として購入可能にするか、パンや弁当を含む食品について鑑別所から提供される食事に加えて購入をできるように検討されたい。	パン類は、食料品として分類されるものであるところ、当所では、自弁の食料品は指定事業者の弁当のみとしているため、パンの購入は困難である。また、鑑別所から提供される食事に加えて弁当等を購入できるようにすることについては、在所者に係る物品の貸与等及び自弁並びに金品の取扱いに関する訓令において、「在所者に対し、自弁の食料品（食事として自弁を許すものに限る。）を摂取することを許す場合には、食事を支給しないものとする。」との規定があるため、自弁の弁当を購入した者は食事を支給することはできないが、頂いた御意見については、上級官庁に報告する。
213	松山少鑑	組織・職員	在所者からは職員が優しく話を聞けるという意見が多くある一方で、職員の対応について良くないと感じるとの意見や、声が掛けづらいとの意見もあった。在所者の中には大人に対する不信感を持っている者もいるため、より一層適切な対応を行うよう要望する。	在所者に対する職員の指導や接し方については、注意喚起や職員研修を行っているところ、在所者個々に職員の対応等に対する受け止め方も違うため、今後も在所者の人権を尊重し、心情に配慮した対応を行うとともに、職員間で在所者の動静について情報共有を行い適切な対応を行う。
214	松山少鑑	保健衛生及び医療	居室内の温度管理については、適宜在所者に確認し、適切な温度管理を行ってもらっているが、冬場は湯たんぽや毛布の貸与、夏場は氷枕の貸与について、エアコンによる温度調整可能な居室の在所者にも貸与できるよう検討されたい。	湯たんぽについては、エアコン設置居室に関係なく申出があれば貸与することとしているが、氷枕の貸与については、エアコンが設置されていない居室の在所者が希望する場合に貸与する運用としていたため、全在所者を貸与対象とするように改めた。
215	高知少鑑	少年鑑別所視察委員会	従前年6回の委員会開催を要請していたところ、令和7年度は6回の開催が確保された。今後も年6回の開催予算の確保をお願いしたい。	施設限りでは対応できる事項でないため、頂いた御意見については、上級官庁に報告する。
216	高知少鑑	物品の貸与等及び自弁	気温が高い時期に温茶が給与され、熱くて飲めなかったと在所者から要望があったため、湯茶の温冷を自由に選択できるようにされたい。	当所は給食事業者から湯茶の給与を受けており、夏季期間は冷茶を給与しているところ、当該期間以外に湯茶の温冷を切り替えることは、食品衛生上の観点から当所の独断ではできない。温茶と冷茶の切り替え時期については、給食事業者と引き続き協議する。
217	高知少鑑	書籍等の閲覧	休日にも図書貸出しをしてほしいと在所者から要望があったため、対応できるよう検討いただきたい。	休日の図書貸出しは施設の管理運営上困難であるが、休日前に休日分の冊数を含めて貸出しを行っていることから、現状の運用を継続する。
218	高知少鑑	観護処遇の態様等	職員によって、テレビの視聴終了時間、ご飯の配膳時間、点呼の時間差があるため、統一してほしいとの要望が在所者からあったため、可能な限り統一を図り、特に時間が短縮されたことで在所者の不利益とならないよう配慮いただきたい。	突発的に生じる特定の在所者への対応や業務によって、各動作時限に若干の時間差が生じる場合はあるところ、平時においては、職員間で運用が異なることのないよう、研修等により指導している。

219	高知少鑑	保健衛生及び医療	夜間において、気温が高い時にはエアコンの温度を下げてほしいとの要望が在所者からあったため、心身の健康のためにも適宜対応されるよう検討いただきたい。	在所者の健康維持のため、エアコンを使用して室内の温度・湿度を適切に管理している。
220	高知少鑑	組織・職員	収容が増加した際、他施設から応援を得て対応したとのことであるが、在所者の観護処遇・鑑別が十全になされるようまた、職員に過度の負担が掛かり労働環境悪化させないよう、臨機に職員の配置がなされるよう配意いただきたい。	収容が増加した際は、施設間の互助体制を活用して適切に対応しているところ、職員配置については、施設限りでは対応できる事項でないため、頂いた御意見については、上級官庁に報告する。
221	高知少鑑	少年鑑別所視察委員会	近年、意見・提案書の提出がほとんどなく、積極的に面接を希望する在所者も少ないため、今後もより多くの意見、提案が寄せられるよう、職員からの働き掛けをお願いしたい。	意見・提案書や視察委員会の意義については、在所者に対し引き続き丁寧な説明を行っていく。
222	福岡少鑑	少年鑑別所視察委員会	小倉少年鑑別支所に、福岡少年鑑別所とは独立した別個の少年鑑別所視察委員会を設けることにつき、法令改正を含めて上級官庁に要請し、組織新設の実現を求める。	法令上、視察委員会は本所に設置されるものであることから、支所独自の視察委員会を設置することはできないこと、令和7年度から、小倉少年鑑別支所に対応すべく委員数を増員した実情を回答しているところ、法令改正の点も含め、重ねて要望があったことについて、上級官庁に伝達したい。
223	福岡少鑑	施設の敷地・建物等	福岡少年鑑別所の建物の老朽化が著しく、在所者の生活場所や職員の執務環境として適切とは言えない状況にある。また、建物の耐震性についても十分と認められる状況が確認できないことから、上級官庁に要請の上、早急な建替えを求める。	いただいた御意見については、当所限りでは対処できない事項であり、上級官庁に伝達したい。
224	福岡少鑑	施設の敷地・建物等	居室に冷暖房器具は設置されておらず、在所者との面談において、改善してほしい点として最も多くの声がかかるのが室温の問題であることを踏まえ、在所者自身が暑さ・寒さに悩まされないための対応を求める。	予算事情を踏まえつつ、現状でできる限り在所者が暑さ・寒さに対して悩まされない対応を続けていくこととしたい。
225	福岡少鑑	物品の貸与等及び自弁	居室内に時計が設置されていないため、職員に確認する以外は時刻を把握する手段がない居室もあることから、在所者が居室にいながらいつでも時刻を把握できる環境の整備を求める。	令和6年度の御意見を踏まえ、在所者が、居室内から常時時刻を把握できるよう居室前廊下（支所においては居室廊下側窓の外側）に時計を設置し、改善したものの、夜間に時計が見えにくいとの声も聞かれることから、各居室に時計を整備することを予定している。
226	福岡少鑑	物品の貸与等及び自弁	在所者との面接において常夜灯が明るくて眠りづらいという意見が複数寄せられており、令和7年度からアイマスクの使用が認められたものの十分に活用されているとは言えない状況にある。全ての在所者に適切な睡眠環境を確保するための措置が講じられることを求める。	アイマスクを使用できることについて、生活のしおり等で周知し、使用しやすい環境を整えており、使用する在所者も多いので、現状の運用を継続したい。
227	福岡少鑑	物品の貸与等及び自弁	特定の食物アレルギーを持つ在所者において、一律に対応食が提供されており、通常の食事より極めて質素である旨不満の声があった。一律に対応食を提供するというのは、過剰な反応であるようにも思われ、在所者のアレルギー症の程度も考慮の上、リスクを排除しつつ通常のメニューに近い食事を提供できる方法がないか検討されたい。	警察からの移送連絡票、少年の調査票、保護者への照会書を踏まえ、医師が必要に応じて食事箋を出しており、個々の事情に応じて慎重に判断している。したがって、在所者から食物アレルギーの申出があったからと言って一律に対応食を給与しているものではない。
228	福岡少鑑	物品の貸与等及び自弁	小倉少年鑑別支所において、提供される食事については、ご飯は温かいがおかずが冷たい、温かい汁物が欲しい旨要望がある。他施設と情報交換するなどして具体的な検討を行い、温かい食事の提供と自弁ではなく食事の一部として汁物を提供する方策の検討を求める。	支所については刑事施設との共同炊さんであるが、民間業者の弁当である本所については、他施設と情報交換を行いつつ、衛生面や容器の安全性等も踏まえ、温かい汁物が提供できるかどうか検討し、より良い給食につなげることとした。
229	福岡少鑑	物品の貸与等及び自弁	自弁による食料品の摂取について、購入できる食料品の種類を増やすとともに、摂取できる時間帯を拡大することについて検討されたい。	自弁による食料品について、購入できる種類を拡大する予定である。 なお、摂取できる時間帯について増やすことを検討したが、経済的事情を背景に購入数量が多い者と少ない者で格差が生じるおそれがあり、処遇上の観点から慎重を期し、現状のままとした。
230	長崎少鑑	保健衛生及び医療	夏季処遇時については、平日は入浴又はシャワー浴が毎日可能となっているところ、夏季以外の時期や土日を含めた毎日の入浴又はシャワー浴が可能な環境の整備について検討されたい。	通年、毎日の入浴は、職員配置及び予算上の制約から困難であるが、近年の気温上昇等に鑑みると、在所者の衛生保持、生活環境の向上のため、入浴日以外にシャワー浴を実施する期間を柔軟に延長する運用を、引き続き実施したい。
231	長崎少鑑	観護処遇の態様等	視察委員会からの意見である夕食時間開始の改善について、令和8年度から弁当委託業者を変更し、夕食開始時間が変更されることは非常に望ましいところ、可能な限り、一般家庭における夕食時間に近い時間で夕食開始を要望する。	令和8年4月から冷凍弁当給食に変更することに伴い、調理から喫食まで2時間以内とする食中毒予防上の制約から困難であった夕食時間の後ろ倒しが可能となり、夕食開始を一般家庭に近い午後5時30分とするよう改めた。
232	長崎少鑑	保健衛生及び医療	野外運動場は、隣接する道路等から視認可能な状況であるため、活用には一定の工夫が必要であると思料されるが、引き続き野外運動場の活用方法及び運動時間の充実等を検討されたい。	地理的事情により、当所の屋外運動場は、周囲から俯瞰されやすく、在所者のプライバシー保護の観点で注意を要するところ、在所者の心情安定、健康管理の面から、可能な範囲で実施するようにしている。今般屋外運動に適した運動用具も整備したので、在所者に必ず帽子を着用させるなど、引き続きプライバシー保護に留意の上、実施する。

233	熊本少鑑	組織・職員	職員に高圧的な態度で対応されたとの意見があったため、再発がないよう要望する。	職員全体に朝礼等で周知し、指導を行ったほか、今後も研修を継続的に実施し、同様の事態が起こらないよう徹底する。応援で派遣された職員が勤務する際にも、必要に応じた研修のほか、個別の指導を実施するようにした。
234	熊本少鑑	物品の貸与等及び自弁	給与される食事が食べられないという在所者がいたため、そのような場合に代替品を用意するなど配慮するよう要望する。	アレルギー等がある在所者に対しては医師の指示により、代替食を給与しているほか、喫食量が少ない状況が続き、医師の指示がある場合には、栄養補助食を給与している。
235	熊本少鑑	物品の貸与等及び自弁	朝食について、米食とパンを選択できるよう要望する。	業者との契約等もあり、在所者の選択によって食事内容を変えることは困難である。
236	熊本少鑑	少年鑑別所視察委員会	全在所者が意見・提案書を必ず提出する運用に変更するよう要望する。	意見・提案書を在所者全員に投かんさせることは、強制と捉えられかねないため、実施は困難と考える。 なお、代替案として、視察委員会の意向を反映したアンケートを、在所者全員を対象として実施したい。
237	熊本少鑑	少年鑑別所視察委員会	意見・提案書の提出に当たり、職員に把握できない方法での投かんを可能にするよう要望する。	在所者が施設内を単独で行動することはなく、在所者が提案箱に投かんする際は必ず職員がそばにいる状態であるため、職員に把握できない方法で投かんすることはできない。 なお、投かんした内容を職員が把握することはなく、かつ、投かんした事実をもって在所者に不利益は生じない。
238	熊本少鑑	物品の貸与等及び自弁	アイマスクの使用について、当視察委員会又は少年鑑別所で意見を募集し、それを開示するよう要望する。	アンケートの内容や実施方法について、視察委員会の御意見等を頂いた上で実施し、回答を開示する。
239	熊本少鑑	保健衛生及び医療	運動の重要性に鑑み、戸外運動の時間を更に設けるよう要望する。	法令に基づき必要とされる運動時間は確保しているところ、職員配置等の事情により、レクリエーション室等での運動を実施していた状況もあったため、今後は、職員配置の効率化や運動時間帯の柔軟な設定等について検討し、戸外運動の時間を更に確保するよう努める。
240	熊本少鑑	健全な育成のための支援等	学習支援について、家庭教師的な個別指導が利用できること、どのような学習レベルにあっても利用できることを広く周知し、充実させるよう要望する。	現在も学習支援の希望を募る際に在所者に対して説明を実施しているが、改めて家庭教師のような個別指導や、学習段階に応じた指導を受けられることを周知する。
241	熊本少鑑	外部交通	面会時の職員の座席位置を工夫し、面会者と在所者が話をしやすく面会が充実するよう要望する。	面会室の広さから、職員の座席位置の大幅な変更は困難である。
242	熊本少鑑	少年鑑別所視察委員会	職員が視察委員との面接に応じられる時間を確保するよう要望する。	事前に視察委員会と打合せを行い、職員配置を調整するなどして、可能な限り多くの職員が面接の対象となるよう努める。
243	大分少鑑	少年鑑別所視察委員会	視察委員会アンケートに関して、入所日の削除及び職員についての問いの項目に、職員の識別票の番号を記載する欄を設けるよう要望する。	視察委員会アンケートについて入所日を削除し、職員の識別票の番号の記載欄を設けた。
244	大分少鑑	保健衛生及び医療	運動時間以外に居室内で筋力トレーニングをしたいという希望があるため、検討されたい。	内規を発出し、運動時間以外での居室内における筋力トレーニングについて、職員の許可を得た上で実施可能とした。
245	大分少鑑	保健衛生及び医療	土日に塗り薬が塗れない旨の申出があった。入浴後の使用を想定していたようであるが、入浴日以外においても使用できるよう検討されたい。	入浴日以外も使用可能として対応した。
246	大分少鑑	物品の貸与等及び自弁	朝食に加えて購入できる自弁品について、現状のみでは選択肢が少ないと感じる在所者が存在する可能性は否定できないため、種類を増加するよう検討されたい。	業者が取り扱っている商品を確認し、可能な範囲でパンの種類を追加することを検討することとした。
247	大分少鑑	施設の敷地・建物等	近年の異常なほどの夏の暑さからすれば、廊下に設置されたエアコンを扇風機で部屋に取り込む方法や保冷枕のような冷却材を使用するのみでは熱中症が防止できない可能性が高い。複数年、同様の意見を提出しているところ、全男子の部屋にエアコンを設置するなどの抜本的な解決がなされないとすれば、今後、事故が発生した場合、上級官庁及び貴所がその対応を長期にわたり怠っていると判断されてもやむを得ない。	エアコンの増設については検討課題と考えているが、電力供給能力の観点から、大規模な増設を行うためには変電設備の更新が必要となる。 なお、変電設備の更新については、工事計画として上級官庁に上申している。
248	大分少鑑	施設の敷地・建物等	貴所は海辺近くに建設された施設であり、付近には津波を回避できるような高所の施設は存在しない。在所者や職員の安心・安全、電気容量の限界や災害の備えという観点から、貴所の移設及び移設場所等について抜本的な検討をされたい。	今後、施設の建替工事件が発生した場合は、災害への備えという観点から、ハザードマップ等を確認し、移転を念頭にした建替工事について上級官庁に要望するよう検討したい。
249	大分少鑑	保健衛生及び医療	土曜日、日曜日についても、シャワー、入浴等の措置をとることができるように検討されたい。	入浴又はシャワー浴について、土日に実施した場合、入浴立会に要する職員配置上の問題があり、実施は困難な状況にある。 なお、在所者の生活環境向上に向け、汗拭きシートによる清拭について、自弁物品購入等による対応を検討したい。
250	宮崎少鑑	物品の貸与等及び自弁	貸与物品について、貸出しを受けることができるように、適宜の方法・時期に貸出物品の情報を提供することを検討されたい。	入所時オリエンテーションの際に、「生活のしおり」に記載してある、貸出物品等について、周知方法を改善し、示すだけでなく、丁寧に説明することとした。

251	鹿児島少鑑	物品の貸与等 及び自弁	アイマスクの運用について、官給品の使いまわしや洗濯の際、目の粘膜を介した感染症の拡大のおそれがあることから、使いまわしや他者の物と混合することのない運用を検討されたい。	アイマスクについては個人貸与とし、退所の際に廃棄することとした。また、居室内において各個人で洗濯を実施することで、他者の物と混合することのない運用方法とした。
252	那覇少鑑	物品の貸与等 及び自弁	自弁による弁当の購入において、夕食においても購入できるよう、検討されたい。	昼食時間に自弁の弁当を購入する弁当事業者は夕食時間の配達是不可であるとの回答であり、配送業者を介在すると在所者が負担する費用が高額になるため、適当な弁当事業者の確保が可能か調査検討する。
253	那覇少鑑	観護処遇の態 様等	就寝前の娯楽時間について、テレビ番組終了時間まで視聴できるように１０分程度就寝時間を後ろ倒しにする対応について検討されたい。	これまで午後８時５０分にテレビ視聴を終了させ、就寝前の着替えや寝具の準備を行わせていたが、就寝前の準備を早い時間帯にアナウンスし、テレビを視聴させながら準備させ、テレビ番組を終了まで視聴させることとし、就寝時間は変更しないこととしたい。